

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 過去問徹底攻略2018年版」正誤表・補遺について

平成 30 年度社会保険労務士試験は、平成 30 年 4 月 13 日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成 29 年 10 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成 30 年 4 月 13 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2018 年 5 月 11 日)

| 頁 | 改正箇所 | 改正前 | 改正後 | 更新日 |
|-------|----------------------------|--|--|------|
| p 66 | 問 9D 2 行目・3 行目 | 平成 24 年と比較して、平成 29 年まで 平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月まで | 平成 <u>29</u> 年と比較して、平成 <u>34</u> 年まで 平成 <u>30</u> 年 4 月から平成 <u>35</u> 年 3 月まで | 5/11 |
| p 67 | 問 9D 根拠・4 行目 | 平 25.2.25 第 12 次 第 12 次労働災害防止計画が進行中であり、平成 25 年 2 月 25 日 | 平 <u>29.2.28</u> 第 13 次 第 13 次労働災害防止計画が進行中であり、平成 29 年 2 月 <u>28</u> 日 | 5/11 |
| p 131 | 問 3 イ 1 行目 | 2,300 円 (平成 27 年 8 月 1 日以降の額) | 2,460 円 (法定額) | 5/11 |
| p 168 | 災問 10B・3 行目 災問 10E・3 行目 | 平成 29 年度 | 平成 <u>30</u> 年度 | 5/11 |
| p 169 | 災問 10B・2 行目 災問 10B・1 行目 | 平成 29 年度 | 平成 <u>30</u> 年度 | 5/11 |
| p 188 | 雇問 9E・1 行目 | 平成 29 年中 | 平成 <u>30</u> 年中 | 5/11 |
| p 189 | 雇問 9E・2 行目 | 「平成 29 年中」の場合、14.6%は「9.0%」と、7.3%は「2.7%」 | 「平成 <u>30</u> 年中」の場合、14.6%は「 <u>8.9%</u> 」と、7.3%は「 <u>2.6%</u> 」 | 5/11 |
| p 216 | 問 6E・1 行目 | 57 万円 | <u>62</u> 万円 | 5/11 |
| p 217 | 問 6B 根拠・1 行目 | 平 29.2.22 政令 26 号 平成 29 年度～は「54 万円」 | 平 <u>30.1.31</u> 政令 27 号 平成 <u>30</u> 年度～は「 <u>58</u> 万円」 | 5/11 |
| p 233 | 問 9・見出し | | <u>注) 出題当時のまま掲載している。</u> | 5/11 |
| p 237 | 問 4・見出し | | <u>注) 出題当時のまま掲載している。</u> | 5/11 |
| p 239 | 問 5・見出し | | <u>注) 出題当時のまま掲載している。</u> | 5/11 |

| | | | | |
|-------|-------------------|--|--|------|
| p 242 | 問 10B・1 行目 | 平成 29 年 3 月末日現在 | 平成 30 年 3 月末日現在 | 5/11 |
| p 294 | 問 2D 3 行目・4 行目 | 平成 27 年における特例 基準割合は、年 1.8% 平成 27 年の軽減期間で の延滞金の割合は年 2.8% | 平成 30 年における特例基 準割合は、年 1.6% 平成 30 年の軽減期間での 延滞金の割合は年 2.6% | 5/11 |
| p 325 | 問 9B・2 行目 | (平成 29 年度適用基準 ～ | (平成 30 年度適用基準～ | 5/11 |
| p 346 | 問 10D・1 行目 | 平成 29 年 4 月において | 平成 30 年 4 月において | 5/11 |
| p 347 | 問 10D・1 行目 | 平成 29 年度の～ | 平成 30 年度の～ | 5/11 |
| p 349 | 問 1B・2 行目 | 設けられていない。これ は、確実な年金受給のため の手続きに直接影響する ことであるからである。 | 設けられていなかった。な お、平成 30 年 3 月 5 日よ り、「日本年金機構にマイ ナンバーが収録されてい る者」は、原則として、氏 名変更届の提出が不要と なった。 | 5/11 |
| p 354 | 問 7 オ・1 行目 | 控除対象配偶者 | 同一生計配偶者 | 5/11 |
| p 361 | 問 3 イ・1 行目 | 平成 29 年 4 月における 2 年前納の割引額（口座振 替の場合）は 15,640 円で あり、納めるべき保険料 (378,320 円) ～ | 平成 30 年 4 月における 2 年前納の割引額（口座振替 の場合）は 15,650 円であ り、納めるべき保険料 (377,350 円) ～ | 5/11 |
| p 373 | 問 6 ウ・1 行目 | ○ 設問のとおりであ る。平成 26 年度から口座 振替納付を条件に 2 年前 納制度が始まった。 | × 設問のとおりであ った。～（中略）が始まった が、 <u>現行では、現金納付・ クレジットカード納付も 認められている。</u> | 5/11 |
| p 386 | 問 10・3 行目 | 平成 29 年度価額 | 平成 30 年度価額 | 5/11 |
| p 387 | 問 10・5 行目 | ③平成 29 年度の～ | ③平成 30 年度の～ | 5/11 |
| p 423 | 解答欄 | | <u>注) 出題当時のまま掲載し ている。</u> | 5/11 |
| p 424 | 解答欄 | | <u>注) 出題当時のまま掲載し ている。</u> | 5/11 |

| | | | | |
|-------|-----------------|--|---|------|
| p 432 | 設問 2 2 行目以下 | 平成 29 年 告示する割合は年 0.7% 特例基準割合は年 1.7% | 平成 30 年 告示する割合は年 0.6% 特例基準割合は年 1.6% | 5/11 |
| p 432 | 解答 | D : ③2.7 (健康保険法附 則 9 条、平 28.12.12 財務 省告示 362 号) E : ⑧9.0 (同上) | D : <u>解なし</u> ・2.6 ((略)、平 29.12.12 財務省告示 332 号) E : <u>解なし</u> ・8.9 | 5/11 |
| p 437 | 設問文 下から 4 行目 | (平成 29 年度) | (平成 30 年度) | 5/11 |
| p 444 | 設問 1 6 行目 | 老人控除対象配偶者 | <u>同一生計配偶者 (70 歳以 上の者に限る)</u> | 5/11 |

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫
び申し上げます。

(最終更新：2018 年 5 月 11 日)

| 頁 | 訂正箇所 | 誤 | 正 | 訂正日 |
|-------|--------------|----------------|------------------------|------|
| p 313 | 問 10A・1 行目 | 累計限度額 (540 万円) | 累計限度額 (<u>573</u> 万円) | 5/11 |
| p 417 | 解答 B | ③100 分の 50 | <u>解なし</u> ・100 分の 80 | 5/11 |
| p 424 | 設問 1 3 行目 | 問題点の内訳 | 問題点の内訳に | 5/11 |